

# 八丈町農業委員会

## 第7回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

平成28年10月25日(火)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：平成28年10月25日(火) 10:00～11:00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	菊池 寛
会長職務代理者	13	山下 譽	〃	8	沖山 宗春
委員	1	磯崎 正	〃	9	青木 保憲
〃	2	伊勢崎 武二	〃	10	浅沼 大二郎
〃	3	浅沼 實	〃	11	菊池 勝男
〃	4	浅沼 博之	〃	12	奥山 完己
〃	5	菊池 國仁			

4.農業委員欠席：1名、7番 菊池 家司

5.農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	奥山 利平	委員	5	菊池 睦男
〃	2	大澤 正雄	〃	6	笹本 守彦
〃	3	浅沼 隆章	〃	7	加藤 純生
〃	4	浅沼 孝教			

6.農地利用最適化推進委員欠席：なし

7.会議録署名委員の指名：3番 浅沼 實委員、4番 浅沼 博之委員

8.議事

- 1) 報告第1号 会長活動報告
- 2) 報告第2号 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

9.出席事務局職員：事務局長 浅沼 清、次長 大川 和彦、主査 金川 智亜樹

10.農業委員会等に関する法律第39条による出席者：6名

11.傍聴人：なし

[ 会議内容 ]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第7回総会を開催いたします。まず、会議録署名委員ですが3番、4番お願いいたします。次に会長活動報告を行います。

会長 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。  
事務局説明願います。

主査 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

平成28年10月25日提出

八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

・番号1

・農地の所在、大字番地 ・登記、現況、畑

・農振区分、農振外 ・面積、4,510 m<sup>2</sup>

・農地の所在、大字番地 ・登記、現況、畑

・農振区分、農振外 ・面積、6,572 m<sup>2</sup>

・2筆合計、11,082 m<sup>2</sup>

・権利種別、3条有償移転

・譲渡人、名前 譲渡人は島外の病院へ長期入院する事になり、自身で耕作できないため、農地を譲受人に売り渡す。

・譲受人、名前 譲受人は申請地を購入し、農地として有効利用する。

・作付予定作物、ロベレニー、ルスカス、野菜で耕作面積の内訳はロベレニー4,006 m<sup>2</sup>、ルスカス3,600 m<sup>2</sup>、野菜3,476 m<sup>2</sup>となります。

続いて申請地の説明に移ります。番号1は資料の2ページの位置図をご覧ください。

【番号1申請地説明】

3ページ目に農地図がありますので農地の確認をお願いします。

最後に許可要件について説明します。

番号1の名称 さんについては、妻である名称 さんと娘と3人で農業経営をしており、名称 さんについては認定農業者ですので全部効率利用・常時従事については問題ありません。

下限面積については、経営面積61.2アールと1アールを超えているため問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業をやっていききたいということです。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。番号 1 について推進委員 6 番、補足説明をお願いします。

推進委員 6 番 農地の確認に行きましたところ適正であると思います。

議長 続いて番号 1 について農業委員 2 番、補足説明をお願いします。

農業委員 2 番 譲渡人の名前            さんは、自分で施設等を建設し大規模に農業をやっていましたが、体調を崩し東京へ長期入院する事になり、農業を経営していく事ができなくなるとの事で、畑を譲渡したいとの事でした。譲受人である名前            さんは支庁を退職した後、就農し現在、口ベにルスカスと朝早くから一生懸命栽培しておりますので問題ないと思います。

議長 説明が終わりました。ご意見ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号は許可することに決しました。